

平成20年12月25日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年1月29日付け高財活第163号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち、本件対象行政文書中、「瀬戸内漁協への有償貸付け、売払い関係」に記載されている貸付料および売払い価格については、平成20年8月8日付け高情審答申第26号に基づく決定により、平成20年9月24日に既に異議申立人に公開されており、当該対象行政文書に係る異議申立てについては、その利益がないため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高財活第163号の諮問に係るもの】

- (1) 高松簡易裁判所に提出した平成17年10月24日付け民事調停申立書（使用承認中普通財産にかかる権利関係調整等調停申立事件）およびその一切の添付書類の写し又は控えの一部
- (2) 上記(1)の民事調停申立に関する一切の起案文書およびその一切

の添付書類の全部

平成18年12月15日：請求人からの公開請求を受付

平成18年12月22日：実施機関が一部公開の決定

平成19年 1月 9日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例第8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 「調停不成立証明書」、「請求書」、「瀬戸内町市有地の有償譲渡等にかかる交渉の委任に関する契約書」に記載されている団体代表者および事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないといえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し非公開が相当である。
- (2) 「請求書」に記載されている金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして取引関係のない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはどうてい言い得ないため、当人の正当な利益を害するおそれがある。よって、条例7条2号に該当

し非公開が相当である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書は、公開したもののうち、2－（1）に係るものについては「民事調停申立書」、「証拠説明書」、「履歴事項全部証明書」、「議会可決証明書」であり、2－（2）に係るものについては「歳出管理票」、「控除内訳書」、「納付書兼領収書」、「瀬戸内町所在地の有償譲渡等交渉にかかる代理人との委任に関する協議について（起案文書）」、「瀬戸内町市有地の有償譲渡等にかかる交渉の委任に関する契約書（案）」、「瀬戸内漁協に使用承認中の普通財産にかかる権利関係調整等調停申立事件の代理人の委任について（起案文書）」、「委任状（案）」、「委任状」、「平成17年（ノ）第224号瀬戸内漁協に使用承認中の普通財産にかかる権利関係調整等調停申立事件における指定代理人の指定について（起案文書）」および「指定書（案）」である。

一部公開したもののうち、2－（1）に係るものについては「調停不成立証明書」であり、2－（2）に係るものについては「請求書」、「瀬戸内漁協への有償貸付、売払関係」および「瀬戸内町市有地の有償譲渡等にかかる交渉の委任に関する契約書」である。以下、非公開部分について検討する。

ア 法人等の印影について

法人等の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

イ 金融機関情報について

金融機関情報については、事業に関わる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定しているとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を

害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 1月29日	諮問書受付
平成20年 7月10日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年 8月22日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成20年 9月19日	答申案審査
平成20年12月22日	答申案再審査
平成20年12月25日	答申